

令和6年4月11日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 亀山達次

令和6年度 第1回 子ども会関係文書の発送について

春暖の候、各子ども会におかれましては、益々ご健勝のことと推察いたします。

日頃より、地域における青少年の健全育成に多大なご協力とご理解を賜り、心より感謝いたします。

つきましては、第1回目の文書を下記のとおり送付いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和6年度 市子育連代議員総会 開催案内・出欠はがき
2. 専門部員の募集について・専門部推薦書
3. 【該当単子のみ】→PDF なし
令和6年度子ども会育成功労者表彰について（報告）及び表彰式へのご案内・出欠はがき
4. 【該当単子のみ】→PDF なし
令和6年度子ども会新聞・壁新聞及びポスターコンクール表彰式へのご案内・出欠はがき
5. 令和6年度 全国子ども会安全共済会共済金請求手続きについて・申請様式一式・記入例
6. (一社) 県子連「子ども会に入ろう」リーフレット

○問い合わせ先

〒272-0023 市川市南八幡2-20-2

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課

電話 047-383-9419 (担当: 久木、鹿野)

令和6年4月11日

地区長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 亀 山 達 次

令和6年度 第1回 子ども会関係文書の発送について

春暖の候、各子ども会におかれましては、益々ご健勝のことと推察いたします。

日頃より、地域における青少年の健全育成に多大なご協力とご理解を賜り、心より感謝いたします。

つきましては、第1回目の文書を下記のとおり送付いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和6年度 市子育連代議員総会 開催案内・出欠はがき
2. 専門部員の募集について・専門部推薦書
3. 地区連絡員の推薦について・地区連絡員推薦書（理事）
4. 【該当単子のみ】
令和6年度子ども会育成功労者表彰について（報告）及び表彰式へのご案内・出欠はがき
5. 【該当単子のみ】
令和6年度子ども会新聞・壁新聞及びポスターコンクール表彰式へのご案内・出欠はがき
6. 令和6年度 全国子ども会安全共済会共済金請求手続きについて・申請様式一式・記入例
7. (一社) 県子連「子ども会に入ろう」リーフレット

○問い合わせ先

〒272-0023 市川市南八幡2-20-2

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課

電話 047-383-9419 （担当：久木、鹿野）

令和6年4月11日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 亀 山 達 次

令和6年度 代議員総会の開催について

陽春の候、皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、子ども会育成にご尽力をいただきお礼申し上げます。

さて、市川市子ども会育成会連絡協議会は、下記の通り令和6年度市川市子ども会育成会連絡協議会代議員総会の開催を予定しています。

つきましては、ご多忙の折とは存じますが、ぜひご出席くださいますようお願いいたします。

また、総会終了後に育成会員相互の親睦と交流を図るための懇親会を行いますので、合わせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和6年5月11日（土） 受付12：30～ 開会13：00～

2 会 場 市川市勤労福祉センター 本館 3階 大会議室
(市川市南八幡2-20-1)

3 議 題

- (1) 令和5年度事業及び決算報告について
- (2) 令和6年度事業計画及び予算案について
- (3) その他（会則等の改正、役員選出等）

4 その他

- (1) 懇親会会費 **2,000円**（当日徴収）
- (2) 同封のはがきにて**4月25日（木）**までに出欠をお知らせ下さい。
- (3) 都合が悪くなった場合または追加の場合は **5月1日（水）**までに下記宛ご連絡をお願いします。
- (4) 当日人数が減りましても申し込み人数分の会費をいただきますのでご承知おき下さい。

5 問合せ先 総務部長 若山（わかやま）携帯 090-7944-0474

提出先：市川市教育委員会

生涯学習部 青少年育成課

TEL：047（383）9419

令和6年度 市子育て連代議員総会

出席・欠席に○をお願いします

①代議員総会に 出席・欠席 します

※ 代議員総会に欠席の場合は、下記の委任状を記入の上、このハガキの返送をお願い致します。

こども会名 _____

育成会長 氏名 _____

(代理出席者 役職・氏名→ _____)

②懇親会に ※ 出席・欠席 します

※出席される方のお名前をすべてお書きください。

合計 名

※令和6年4月25日(木)必着

委任状 令和6年 月 日

総会の議決はすべて議長に委任いたします。

育成会長 氏名 _____

令和6年4月11日

地区長 様
子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 亀山 達次

市川市子ども会育成会連絡協議会 専門部員の募集について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、市内の子ども会活動並びに地区青少年の健全育成にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度がスタートします。本年度も市川市の子どもたちの健全育成のために、より一層の努力をしていく所存であります。

そこで、貴子ども会においても、それぞれの専門部において活動を希望されている方、また適任の方をご推薦いただき市子育連の活動をより良いものにしていきたいと思います。

つきましては、下記の通り、専門部員を募集いたしますので、貴子ども会内にお知らせいただき、役員経験者等の方々の中からはぜひ適任者を推薦していただきたくご依頼申し上げます。

また、すでに令和5年度に専門部員としてご活躍されている方は**任期が、令和6年の委嘱状交付式当日（6月予定）まで**ですが、本年度も引き続きご推薦いただいても結構ですのでよろしく願い申し上げます。

記

- 1、専門部の事務内容 総会資料参照（市子育連会則及び規程）
- 2、人 数 各部何名でも可
- 3、推 薦 方 法 別紙推薦書に必要事項を記入し、**5月7日(火)**までに下記宛に郵送またはご持参ください。
4. 委嘱状交付式日程 令和6年6月14日（金）午後7時～（受付午後6時半～）
場所：全日警ホール 第3会議室

市川市子ども会育成会連絡協議会 担当窓口
市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2 南八幡仮設庁舎2F
電 話 047-383-9419

市川市子ども会育成会連絡協議会 専門部員 推薦書

下記の者を市川市子ども会育成会連絡協議会専門部員推薦規程第2条により専門部員として推薦いたします。

No	ふりがな 氏 名	専門部名	郵便番号 住 所	電 話	育成会名
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		

年 月 日

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 亀 山 達 次 様

第_____地区

_____子ども会育成会長 氏名_____ 印

5月7日 (火) 締め切り

「全国子ども会安全共済会」共済金請求手続きについて（令和6年度）

安全共済会加入者が活動中、万一ケガをした場合、共済金請求ができます。
詳細については下記をよくお読みください。

全国子ども会安全共済会	
対象活動	当該傷害発生時以前に全国子ども会安全共済会に加入している方が対象です。 各単位子ども会の年間行事予定表に記載のある行事・活動での怪我が対象になります。 (子ども達だけの活動は認められません。)
対象期間	通院1回から支給されます。 <u>※治療期間は、事故発生日を1日目として180日を限度とします。</u>
保険金額 (共済金)	<p>○ 傷害事故等の場合 <u>保険医療総額の30%、総額50万円を支給限度とします。</u></p> <p>※ 給付金額が1,000円以下（保険医療費が333点以下）は支給出来ません。 ※ 医療明細書等を取った場合の文書料については、支給されません。 領収書で対応しますので無くさずに保管して下さい。</p> <hr/> <p>○ 賠償責任の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人事故 1事故5億円限度／1名1億円限度 ・ 対物事故 1事故につき200万円限度
提出書類	<p>1 安全共済会事故第一報報告書 〈共済様式〉20 <u>(事故後30日以内にすみやかに提出。市子育連Gメールへ送信。)</u> アドレス：shikoikuren@gmail.com</p> <p>2 治癒後の提出物 <u>※治癒後60日以内に提出（持参または郵送。）</u></p> <p>○ 医療機関・薬局の領収書の写し。 (<u>保険医療の明細が記載されているもの→保険医療費と保険外の区別のある領収書</u>)</p> <p>○ 安全共済会 <医療共済金> 請求書兼事故証明書 〈共済様式〉21 (自署又は押印が必要なため原本を提出。)</p> <p>○ 個人情報の取扱いについての同意書 〈共済様式〉22 (押印（自署でも押印）が必要なため原本を提出。）※連名で記入できます。</p> <p>※ 領収書を紛失した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院に通院の場合は 「医療報告書」 〈共済様式〉23 ・ 接骨院に通院の場合は 「柔道整復施術報告書」 〈共済様式〉24 <p>が必要になりますので該当する場合はそれぞれの書類を通院先の病院に作成していただき提出をお願いします。</p> <p><u>※ 紛失に関係なく、整骨院の領収書内容で「保険分合計」「一部負担金」「保険外」の項目及び金額が分からない場合は、「柔道整復施術報告書」の提出になります。</u></p>

裏面につづく→

全国子ども会安全会

請求書類	<p>単位子ども会提出書類は、青少年育成課で確認後、市町村子連等の使用欄の記入等を行い、県子連へ提出します。</p>
申請手順	<ol style="list-style-type: none"> まず、事故が起きたらすぐに青少年育成課に電話にて連絡してください。 安全会事故第一報報告書をすみやかに提出。（市子育連へメール） <u>※ 事故後30日以内に提出していただかないと保険適用ができない場合があります。</u> <u>治療期間中（180日が上限）は領収書を必ずとっておいてください。</u> <u>治癒後60日以内に提出。</u> ※ 60日を過ぎると共済金が支給されない場合もございます。 <ul style="list-style-type: none"> 〈医療共済金〉請求書兼事故証明書〈共済様式〉21 領収書のコピー 個人情報の取扱いについての同意書 <p style="text-align: right;">青少年育成課に提出。※持参または郵送。</p> <p>※ 領収書を紛失した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院に通院の場合 「医療報告書」〈共済様式〉23 <p>※ 保険医療の金額が分かる領収書が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 接骨院に通院の場合は「柔道整復施術報告書」〈共済様式〉24 が必要、該当する場合はそれぞれの書類を通院先の病院に作成していただき提出をお願いします。 <p><u>※ 紛失に関係なく、整骨院の領収書内容で「保険分合計」「一部負担金」「保険外」の項目及び金額が分からない場合は、「柔道整復施術報告書」の提出になります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 青少年育成課から県子連、県子連から全子連へ書類送付。共済金決定後、請求者へ送金。 <p>【タイムスケジュール】</p> <p>180日以内</p> <p>事故発生 治療期間 治療終了 手続終了</p> <p>30日以内 60日以内</p> <p>事故第一報報告書の提出</p> <p>請求書・領収書等の提出</p>

<問合わせ先>

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
 (市川市子ども会育成会連絡協議会担当窓口)

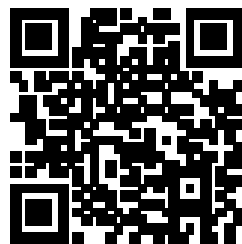
電話 383-9419 FAX 383-9405

【2024年度】

全国子ども会安全共済会
「医療等共済金申請様式」一式

※様式はコピーしてご使用下さい。

☆申請書類については、「市川市子ども会育成会連絡協議会のホームページ」からダウンロードできるようになっております。



市子育連ホームページQR

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中

全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

(死亡・後遺障害・医療)

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

(提出日) 令和 年 月 日

都道府県・指定都 市 子連受付日	
------------------------	--

市区町村等子連	市川市子ども会育成会連絡協議会
代 表 者	亀山 達次
担 当 者	鹿野 智宏
連絡先電話番号	047-383-9419

事 故 内 容							
報 告 者		被共済者 との関係		連絡先 電話番号			
事 故 日	令和 年 月 日 ()	時刻		天候			
学 区 ・ 地 区							
単 位 子 ども 会		単位子ども会番号	12203				
被 共 済 者		男・女	歳	学年			
行 事 名							
発 生 場 所							
事故の状況 (原因・処置・経過・傷害・疾病の状況)							
KYTの実施状況							
都道府県・指定都市 子連確認欄	加入者 名簿確認		共済掛金 入金確認		行事確認		請求書 受付確認

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

全国子ども会安全共済会 <医療共済金> 請求書兼事故証明書

都道府県		事故 証明印 ㊟	単位子ども会	
指定都市子連			単位子ども会番号	
代表者			市区町村等子連 市川市子ども会育成会連絡協議会	

全国子ども会安全共済会 共済約款に基づき、関係書類を添えて共済金を請求します。

ご請求者	住所	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号		ご請求日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	氏名	_____ ㊟		被共済者	住所	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
	連絡先	_____ ー _____			氏名	_____ 性別 _____
	被共済者との続柄	本人・親権者・その他(_____)		生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 歳 _____ 学年	
添付書類	1	医療費領収書(写) _____ 枚 診療明細書 _____ 枚		3	医療報告書(「1」の書類がない場合。費用は自己負担)	
	2	個人情報の取扱いについての同意書		4	その他	
お振込先金融機関	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金・(_____) 支店 _____ 普通預金以外の場合(_____) □座番号 _____ □座名義(カタカナ)			ゆうちょ銀行 _____ (数字3桁) 店 □座番号 _____ □座名義(カタカナ)		

<災害状況報告書兼事故証明書欄>

管理者氏名	_____	年齢	_____ 歳	子ども会の役職	_____
事故日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()	時刻	_____	事故日が土日祝・春夏冬休み以外の日で、休日となった理由	_____
発生場所	_____			学校行事の代休、開校記念日	_____
行事名	_____			就学前3年以下の被共済者の場合	安全共済会加入の保護者の同伴
天候	_____	参加者数	_____ 名	有	無
事故の原因と経過	事故発生の状況	_____			
	治療の経過及び状況	(傷病部位) 傷病名	_____		
		診療機関名1	_____	診療期間	_____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日
		治療の経過と状況	_____		
	診療機関名2	_____	診療期間	_____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日	
	治療の経過と状況	_____			
※3ヶ所以上の診療機関へかかった場合、3ヶ所目以降は別紙にて上記項目と同内容を記載の上提出してください。					

(事故状況)

傷害部位	全身・頭部・顔部・頸部・肩部・上腕・前腕・手部・胸部・腹部・背部・腰部・大腿・下腿・足部				
症状分類	打撲・骨折・捻挫・切り傷・突き指・脱臼・擦過傷・歯損・関節炎・火傷・視力・その他(_____)				
活動分類	スポーツ【ドッジボール・ソフトボール・野球・バレーボール・ソフトバレーボール・水泳・サッカー・フットベースボール・キックベースボール・バスケットボール・ポートボール・マラソン・相撲・アスレチック・サイクリング・スキー・スケート・その他のスポーツ(_____)】 運動会・キャンプ・ハイキング・野外炊飯・花火大会・祭り・その他レクリエーション(_____) 社会奉仕活動・集団活動・研修会・往復途中				
都道府県・指定都市子連 確認欄 (確認済は○)	行事計画書	_____	往復の経路図 (事故発生場所が往復途中の場合)	_____	_____
	名簿	_____	掛金入金確認	_____	_____

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

市区町村等子連 使用欄	受付日	担当者	都道府県 指定都市子連 使用欄	受付日	請求完了日	担当者	令和5年1月 改訂

個人情報の取扱いについての同意書

御中

御中

御中

私は、令和 年 月 日発生 of 事故における被共済者の傷病について、公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」またはその委託を受けた者が、下記の行為を行なうことに同意します。

記

- 1 被共済者の傷病の原因・症状・診断内容・治療内容・検査結果・既往症等について説明を受けること。
- 2 以下の資料の交付・貸し出し（複写による提供を含む）を受けること、また資料の複写やデジタルカメラによる撮影を行なうこと。
 - (1) 診断書・診療報酬明細書・施術証明書・その他診療情報資料
 - (2) レントゲンフィルムなどの検査資料

・ 同意日 令和 年 月 日

・ 住 所

・ 氏 名 (印)

患者（被共済者）様との関係 [本人・配偶者・親権者・法定相続人・その他（ ）]

(注) 同意された方が患者（被共済者）様ご本人の場合は、以下の記入は不要です。

患者（被共済者）様の

住 所

氏 名

生年月日 (昭和・平成・令和) 年 月 日生

＜個人情報の取り扱いについて＞
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認め

【2024年度】

全国子ども会安全共済会
「医療等共済金申請様式」記入例

記入例

全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

(死亡・後遺障害・医療)

事故後30日以内に提出

市区町村等子連
受付日

(提出日) 令和 6 年 6 月 15 日

都道府県・指定都
市
子連受付日

市区町村等子連	市川市子ども会育成会連絡協議会
代表者	亀山 達次
担当者	長田 憲明
連絡先電話番号	047-383-9419

事故内容

報告者	八幡 一郎	被共済者との関係	親権者	連絡先電話番号	090-0000-0000	
事故日	令和 6 年 6 月 3 日 (土)	時刻	10:30	天候	晴れ	
学区・地区						
単位子ども会	〇〇子ども会	単位子ども会番号	12203			
被共済者	八幡 大介	男・女	10 歳	小学4	学年	
行事名	フットベースボール練習					年間行事計画書と同じ行事名
発生場所	〇〇小学校 校庭					

事故の状況 (原因・処置・経過・傷害・疾病の状況)

フットベースボールの守備練習中、グローブ越しに左手薬指にボールが当たった。痛みがあったので、冷やして様子を見たが、夜になっても痛みが引かず、皮下出血が見られたため、翌日に〇〇整形外科を受診。レントゲン検査の結果、剥離骨折と判明した。処置をした上で、現在通院中。

どのような状況で事項が発生したか、できるだけ詳細に記入してください。

KYTの実施状況 練習前に十分な準備体操を行い、補給方法についても指導している。

都道府県・指定都市 子連確認欄	加入者 名簿確認	共済掛金 入金確認	行事確認	請求書 受付確認
--------------------	-------------	--------------	------	-------------

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

全国子ども会安全共済会 <医療共済金> 請求書兼事故証明書

記入例

都道府県		事故 証明印
指定都市子連		
代表者		㊟

単位子ども会	〇〇子ども会
単位子ども会番号	12203

市区町村等子連	市川市子ども会育成会連絡協議会
---------	-----------------

全国子ども会安全共済会 共済約款に基づき、関係書類を添えて共済金を請求します。

ご請求者	住所	〒 272 - 0000 千葉県市川市八幡1-1-1		ご請求日	令和 6 年 7 月 20 日		
	氏名	八幡 一郎			○ 請求者住所に同じ		
	連絡先	090 - 0000 - 8900		氏名	八幡 大介	性別	男
	被共済者との続柄	本人・親権者・その他()		生年月日	平成26年 4 月 10 日 10 歳 小 4 学年		
添付書類	① 医療費領収書(写)	5 枚		③ 医療報	上の書類がない場合。費用は自己負担)		
	② 診療明細書	枚		④			
お振込先金融機関	〇〇 銀行・信金・信組・農協・漁協・労金・()		店				
	市川 支店 普通預金以外の場合()		口座番号 12345				
		口座名義(カタカナ) ヤワタ イチロウ		被共済者が18歳未満の場合は親権者が請求者になります。 被共済者が18歳以上の場合は請求者は被共済者となります。			

請求者が自署の場合は押印不要です。

被共済者が18歳未満の場合は親権者が請求者になります。
被共済者が18歳以上の場合は請求者は被共済者となります。

<災害状況報告書兼事故証明書欄>

管理者氏名	行徳 花子	年齢	56 歳	子ども会の役職	〇〇子ども会 会長
事故日	令和 6 年 6 月 3 日 (土)	時刻	10:30	事故日が土日祝・春夏冬休み以外の日で、休日となった理由	学校行事の代休、開校記念日その他
発生場所	〇〇小学校 校庭				
行事名	フットベースボール練習		就学前3年以下の被共済者の場合	安全共済会加入の保護者の同伴	有 無
天候	晴れ	参加者数	25 名		
事故の状況	事故発生の状況	フットベースボールの守備練習中、グローブ越しに左手薬指にボールが当たった。痛みがあったので、冷やして様子を見たが、夜になっても痛みが引かず、皮下出血が見られたため、翌日に〇〇整形外科を受診。			
	治療の経過及び状況	(傷病部位) 傷病名	左手薬指 剥離骨折		
		診療機関名1	〇〇整形外科	診療期間	6 月 3 日 ~ 7 月 20 日
		治療の経過と状況	消炎鎮痛処置等により、全7回通院し、7月20日に完治した。		
診療機関名2		診療期間	月 日 月 日		
治療が終了した場合、治癒(完治)と必ず記入。治療請求期間180日を過ぎても継続中の場合は、通院継続中と記入。		通院回数ではなく期間を記入			
※3ヶ 記項目と同内容を記載の上提出してください。					

事故の様子を詳しく！
どこで？ どのようにして？

(事故状況)

傷害部位	全身・頭部・顔部・頸部・肩部・上腕・前腕・手部・胸部・腹部・背部・腰部・大腿・下腿・足部		
症状分類	打撲・骨折・捻挫・切り傷・突き指・脱臼・擦過傷・歯損・関節炎・火傷・視力・その他()		
活動分類	スポーツ【ドッジボール・ソフトボール・野球・バレーボール・ソフトバレーボール・水泳・サッカー・フットベースボール・キックベースボール・バスケットボール・ポートボール・マラソン・相撲・アスレチック・サイクリング・スキー・スケート・その他のスポーツ()】 運動会・キャンプ・ハイキング・野外炊飯・花火大会・祭り・その他レクリエーション() 社会奉仕活動・集団活動・研修会・往復途中		
都道府県・指定都市子連 確認欄(確認済は○)	行事計画書	往復の経路図(事故発生場所が往復途中の場合)	
	名簿	掛金入金確認	

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

市区町村等子連 使用欄	受付日	担当者	都道府県 指定都市子連 使用欄	受付日	請求完了日	担当者	令和5年1月 改訂
----------------	-----	-----	-----------------------	-----	-------	-----	--------------

記入例

個人情報の取扱いについての同意書

〇〇整形外科 御中
 御中
 御中

通院した病院をすべて記入してください

事故発生日を記入

私は、令和 6 年 6 月 3 日発生の事故における被共済者の傷病について、公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」またはその委託を受けた者が、下記の行為を行なうことに同意します。

記

- 1 被共済者の傷病の原因・症状・診断内容・治療内容・検査結果・既往症等について説明を受けること。
- 2 以下の資料の交付・貸し出し（複写による提供を含む）を受けること、また資料の複写やデジタルカメラによる撮影を行なうこと。
 - (1) 診断書・診療報酬明細書・施術証明書・その他診療情報資料
 - (2) レントゲンフィルムなどの検査資料

・ 同意日 令和 6 年 7 月 20 日

・ 住所 千葉県市川市八幡1-1-1

・ 氏名 八幡 一郎

記入日を記入

ケガ(病気)をされた方が18歳未満の場合は保護者の住所・氏名をご記入ください

八幡 印

患者（被共済者）様との関係 [本人・配偶者・親権者・法定相続人 他（ ）]

(注) 同意された方が患者（被共済者）様ご本人の場合は、以下の

患者（被共済者）様の

住所 千葉県市川市八幡1-1-1

氏名 八幡 大介

生年月日 (昭和・平成・令和) 26 年 4 月 10 日生

病院等への照会する場合に必要な書類ですので、自署の場合でも必ず押印願います。

〈個人情報の取り扱いについて〉

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和6年度



(一社) 千葉県子ども会育成連合会

<連絡先>

〒260-0001

千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎内

TEL:043-310-6357 FAX:043-310-6358

<http://www.kodomo-kai.or.jp/chiba/>

MAIL chiba@kodomo-kai.or.jp



市町村子連へのお問い合わせは

子ども会は、子どもたちに笑顔がある遊びと体験活動に力を入れています。

【子ども会の活動、取り組み】

☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動

☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



子ども会活動を安心して行うために市町村子連等を通じて千葉県子ども会育成連合会に入ろう！
全国子ども会安全共済会などの対象です。

【全国子ども会安全共済会】

☆子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。詳しくは裏面へ。

【賠償責任保険】

☆子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

詳しくは全国子ども会連合会 HP へ。

千葉県子ども会育成連合会 年会費 1 人 **300** 円

【内訳】

☆全国子ども会安全共済掛金・・・50 円

☆全国子ども会連合会運営費（子ども会賠償保険料を含む）・・・20 円

☆千葉県子ども会育成連合会運営費・・・230 円

（各事業・安全教育・安全共済及び賠償責任保険事務・諸費用等）

☑ネットによる加入手続きができるようになりました。

加入方法などは、全国子ども会連合会の HP を見て、市町村子連事務局に
問い合わせてください。



全国子ども会連合会



自転車保険も取り扱っております。お申し込み、または詳細につきまして、全国子ども会連合会 HP をご確認ください。



全国子ども会安全共済会のご案内

—令和6年度—

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中に子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規定に従い共済金をお支払いするものです。

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

(1) 次のいずれかによる活動を子ども会活動という

①子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動

②子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動

③子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動

(2) 前項の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 共済期間の制限

令和6年4月1日0時より令和7年3月31日24時までの一年間

期間の途中から加入の場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から令和7年3月31日24時まで。

3. 共済契約者の範囲

①全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者

②都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者

③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者

④全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

4. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。

(0歳から加入可。加入年齢制限なし。4月1日現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要)

5. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円

共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県（指定都市）子連運営費が必要になります。

6. 共済金額

(1) 死亡共済金 600万円

(2) 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円

(3) 医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

7. 加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入も可）共済契約者は、都道府県（指定都市）子連であって以下の手続きを完了すること。

①令和6年3月31日までに共済契約申込書を提出する。

②令和6年4月1日より5月31日までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。

③令和6年4月1日より5月31日までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。（ネット加入の場合はネット入力完了のこと。）

8. 万一事故が発生した場合

(1) 事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。

(2) 共済金の請求

①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができる。

(ア) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

(イ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時

(ウ) 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅する。

9. 共済金をお支払いする場合

(1) 死亡共済金

①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時

②被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した時

(2) 後遺障害共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となった時

(3) 医療共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として医師の治療又は柔道整復師による施術を受けた時

ただし、以下の場合は支払対象外

①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費

②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費

③総医療点数が333点以下（医療共済金の額が1,000円以下）の場合

④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

10. 共済金をお支払いしない場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、共済金を支払いません。

①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失

②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。

④被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等。

⑤被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

(ア) 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

(イ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

(ウ) 自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）

⑥被共済者の妊娠、出産、早産又は流産

⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動

⑧地震もしくは噴火又はこれらによる津波

⑨核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

⑩⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑪⑨以外の放射性照射又は放射能汚染

⑫喘息・癲癩の持病

⑬安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

⑭被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。

(2) 当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。

(3) 当会は、被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

(4) 当会は、次の傷害に対しては共済金を支払いません。

①オスグッド病・野球肘・疲労骨折

②感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚 6-1-14 全国子ども会ビル

TEL 03-5319-1741 (代) FAX 03-5319-1744

http://www.kodomo-kai.or.jp

E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp